障害福祉サービス事業所等管理者 各位

札幌市保健福祉局障がい保健福祉部自立支援担当課長

平成29年度第1回障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく集団指導の実施について(通知)

障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく集団指導を下記とおり開催いたします。 ご多忙とは存じますが、各事業所におかれましては、必ずご出席くださいますようお願いい たします。

記

1 実施年月日

平成29年8月24日(木)10時00分~12時00分(受付・開場 9時40分)

2 実施場所

WEST19 5階講堂(所在地:中央区大通西19丁目)

*最寄り駅等:地下鉄「西18丁目駅」1番出口に接続

JR 北海道バス「北1西20丁目」又は「大通西18丁目」下車

*WEST19の駐車場は使用できません。公共交通機関又は近隣の有料駐車場を利用してください。

3 主な実施内容(予定)

人員・設備・運営基準及び実地指導における主な指摘事項、虐待の防止について他

4 対象者

札幌市内の障害福祉サービス事業者・相談支援事業者、障害児通所支援事業者・相談支援事業者等において、<u>平成28年6月2日以降に指定を受けた事業所</u> 出席可能人数は1事業所1名とします。

なお、会場の都合上、一つの事業所番号で2事業以上を運営している事業所については、 1事業所として取り扱いますので、ご留意願います。

5 主催

札幌市保健福祉局 障がい保健福祉部 障がい福祉課

- 6 留意事項
- (1) 下記の出席票に記載の上、当日、必ず受付に提出してください。
- (2) 説明会資料は、8月17日(木)夕方に札幌市ホームページに掲載する予定です。 印刷の上、当日持参してください。(会場での配布は行いません。) なお、ホームページを閲覧できない等の理由により資料を準備することができない場

るの、ホームページを関見できない寺の理由により資料を準備することができない場合は、事前に当課まで御連絡ください。

【掲載URL http://www.city.sapporo.jp/shogaifukushi/jiritsushien/zenpan.html

札幌市 〉健康・福祉・子育て 〉福祉・介護 〉障がいのある方へ 〉法律・制度

>障害福祉サービス・障害児通所支援事業者向け >各種通知/手引き

>制度全般(平成29年度第1回障害福祉サービス事業者等に係る集団指導資料)

(3) 質問がある場合は、別添の質問票に記載の上、8月18日(金)15時までにメール又は FAXで提出下さい。当日、質問の多いものの一部について解説を予定しています。

担当:障がい福祉課 原、柳原

電話:011-211-2938 FAX:011-218-5181 メール:sidou@city.sapporo.jp

出席票(切り取って、説明会当日に受付へ提出してください。)

参加日時	第1回 平成29年8月24日(木)10時00分~12時00分
事業所名	
事業所所在地	
事業所番号	
出席者名	